

石巻市・大崎市・新庄市及び酒田市における災害援助協定書

(主旨)

第1条 石巻市、大崎市、新庄市及び酒田市は、相互友好の精神に基づき、市民の生命、身体及び財産を守るため、「災害につよいまちづくり」に不断の努力を重ねるとともに、4市のいずれかに大規模な災害が発生した場合、被災市の災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、災害援助協定を締結する。

(援助要請)

第2条 大規模災害が発生し、応援を求めるようとする市（以下「被災市」という。）は、応援を行う市（以下「応援市」という。）に対し、災害応急対策及び災害復旧対策その他の必要な措置について要請することができる。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に必要な食糧、飲料水及び生活必需品等の提供
- (2) 応急対策に必要な車両及び資機材等の提供又は貸与
- (3) 応急対策に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容する施設の提供
- (5) 災害復旧に必要な車両及び資機材等の提供又は貸与
- (6) 災害復旧に必要な職員の派遣
- (7) その他、特に要請のあった事項

(手続き)

第4条 被災市は、次の事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部課を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要する物資、車両、資機材の品名及び数量
- (3) 応援を要する人員及び期間
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市が負担する。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 応援市は、被災市が前項本文に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合には、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(派遣職員に要する経費の負担)

第6条 前条に定める経費のうち、第3条第3号及び第6号に定める派遣職員に要する経費の負担については、原則として次のとおりとする。ただし、応援市と被災市との協議により、現況に応じた負担内容とすることができます。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災市の負担とする。

(連絡担当部課)

第7条 4市はあらかじめ災害援助に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は平成24年4月12日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに4市いずれからも何等の申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、4市協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月12日

宮城県石巻市長

伊藤
山

石巻市
長印

宮城県大崎市長

伊藤
康

宮城県
大崎市
長印

山形県新庄市長

山尾
順

山形県
新庄市
長印

山形県酒田市長

阿部
寿一

山形県
酒田市
長印